

第6章

東アジアの地域貿易協定(RTA)の事後評価

要約：

東アジアにおいて施行済みの FTA の事後評価を行うことを目的としている。本章では、JETRO が実施している日系企業活動実態調査を用い、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナムの ASEAN6 カ国を対象として、FTA 利用の決定要因の実証分析を行い、利用率が低い要因を検討している。その結果、FTA は、大企業が FTA を利用する傾向にあり、中小企業は FTA を利用できない傾向があること、また FTA は自動車等の一部の産業が利用していることを指摘する。また、部品等の中間財調達を多くの国・地域から調達している企業ほど、FTA を利用あるいは利用検討している傾向にある。企業は、中間財輸入の際には、中間財輸入関税免除制度を利用しておりそれに慣れている。今後、企業にとっては、FTA を利用するか、それとも従来通り中間財調達免除制度を利用するかの選択肢があるが、FTA の利用促進のためには、原産地証明書の申請手続き取得の簡素化を図る必要があることを主張している。

第1節 はじめに

東アジア経済は域内の経済統合を強める地域化(**regionalization**)が進展し、世界において東アジアという地域の存在と重要性を高めている。その一方で、東アジアでは地域化をサポートし地域協力を制度化する地域主義(**regionalism**)は「公式な統合」、「デジュールな統合」(**de jure economic integration**)は遅れていた (**Fouquin et.al. [2006:1]**)。WTO に通知された **RTA(Regional Trade Agreement)**の数で地域主義の進展度を見ると¹、世界の1950年代から1980年代はまでは累計で37協定にすぎなかったが、1990年代だけで55協定に達し、世界的に増殖を始めた(図1参照)。2000年以降のRTAは、2009年6月までで、累計で115協定に達する。他方、東アジアは、EAS16カ国について見ると、施行されたRTAは、1980年代までは3協定にすぎず、1990年代についても2協定が施行されたただけであった。しかし、2000年以降では、施行されたRTAは2009年6月までに33協定に達した(図1参照)。東アジアには、2009年6月現在、38のRTAが発効している。RTAは、世界的には1990年代に増殖を始めたが、東アジアでは世界の潮流から10年遅れの2000年以降に増殖を始めた。

このうち、東アジア域内を対象としたRTAは、二国間協定(**bilateral RTA**)、複数国間協定(**plurilateral RTA**)を含めて、2009年6月26日現在、20協定があり(表1)、オーストラリア=ニュージーランドの協定を除く協定が、ASEAN域内の国が関係している協定で、ASEAN以外の国同士が協定を締結しているRTAは域内では存在しない。つまり、東アジアでは、ASEANを中心にRTAが増殖してきた。

東アジア域内国同士によるRTAは域内にどの程度の恩恵をもたらすのであろうか。通常、RTAの効果を計測する場合、一般均衡モデル(**computable general equilibrium:CGE**)を用いたシミュレーション分析によりRTAの効果を計測する。これらCGEモデルを用いた効果分析は、RTAにかなりの効果。例えば、**Kawai and Wignaraja[2007]**は、ASEAN=中国のRTAにより、ASEANのGDPは3.72%増加すると計測している。CGEモデルを用いた事前のRTA効果分析は、全ての企業がRTAを含む貿易活動に完全情報を持ち利益最大化を実現できると想定している。しかしながら、実際、どのぐらいの企業がRTAを活用し、どのような企業、産業、国においてRTAが利用されているかに関して、われわれは十分な情報を持ってはいないというのが現状である。

特に、東アジアのRTAについては、特惠関税利用の際に原産地証明書が必要となる自由貿易協定(**free trade area: FTA**)であるという問題がある²。ASEANの原産地規則は運用手続きがやっかいであり、そうした手続きがFTAの利用を阻害している可能性がある。このため、原産地規則だけでなく、関税率、関税削減スケジュール、自由化除外品目(**Sensitive Lists**)等がFTA毎に異なるため、FTAを利用する輸出者(**exporter**)が輸出先毎に異なる仕様のFTAに直面し、いわゆるスパゲッティ現象(**spaghetti bowl**

phenomenon)から FTA の利用が阻害されるという懸念がある。Baldwin([2006a]、[2006b]、 [2008])は、東アジアでは地域全体としての管理なきまま FTA が増殖しているという現状に警告を発している。

企業が FTA を利用するためには東アジアにおいて発効しているかなりの数の FTA の情報を取得し、FTA 利用の申請手続きを行わなければならない。このため、企業が FTA を利用するには、相当の固定費（人件費）の負担を強いられる。このため間接部門が弱く固定費を追加的に負担できない中小企業は、FTA の利用から排除される可能性がある。また、産業分野によって FTA の利用率が異なり、FTA から得られる恩恵が全ての産業に行き届かない可能性がある。東アジアにおいて FTA が増殖を始めた現在、RTA の事後評価を行い、地域に最大の恩恵をもたらす FTA の最善策を提示していくことはおおきな意義がある。

このような問題意識から、本章は、東アジアにおいて施行済みの FTA の事後評価を行うことを目的としている。次節の第 2 節では東アジアにおける FTA の施行状況から東アジアの RTA が 2001 年以降の協定が多く、ASEAN をハブとした FTA であることを指摘している。東アジアの FTA の増殖がスパゲッティ・ボール問題を引き起こしているのか、それとも、東アジアにおける FTA の秩序的な貿易マトリックスの形成行程にあるかが議論のひとつとなっていることを指摘している。第 3 節では、東アジアにおいて、厳密には、ASEAN ではあるが、FTA の利用率について検討する。第 4 節と第 5 節では、それぞれ輸入の際の FTA、輸出の際の FTA 決定要因の実証分析を行い、利用率が低い要因を検討する。本章では、JETRO が実施している日系企業活動実態調査を用い、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナムの ASEAN6 カ国に絞る。FTA は、大企業が FTA を利用する傾向にあり、中小企業は FTA を利用できない傾向があること、また FTA は自動車等の一部の産業が利用していることを指摘する。

第 2 節 東アジアの RTA

1. WTO 上の RTA

「関税及び貿易に関する一般協定」(The General Agreement on Tariffs and Trade: GATT 1947)は、第 1 条「一般的最恵国待遇」(Most-Favored-Nation Treatment: MFN)において、締結国は最恵国特惠関税を全ての締結国に対して同等に供与しなければならないと規定している³。これが、WTO ルールであるが、WTO 協定においては最恵国待遇原則の例外として、一定の要件を満たす場合、RTA の設立を認めている。RTA 設立要件は、モノの貿易については GATT 第 24 条において、サービス貿易については、サービスの貿易に関する一般協定 (General Agreement on Trade in Service: GATS)

第5条においてそれぞれ規定されている。

モノの貿易については、GATT第24条「適用地域—国境貿易—関税同盟及び自由貿易地域」が、最恵国待遇の例外として、「実質的に全ての貿易について自由化する」ことを条件に関税同盟(Custom Union:CU)及び自由貿易地域(Free Trade Area:FTA)の創設についての協定を認めている。さらに、開発途上国間の貿易を促進の観点から、開発途上国間の貿易については授權条項(Enabling Clause、1979年GATT決定)がGATT第24条の「実質的に全ての貿易について自由化する」ことを条件とせずの特恵貿易協定(preferential trade agreement:PTA)の締結を認めている。したがって、WTO上の先進国、例えば、日本の場合、関税同盟あるいは自由貿易地域(FTA)の創設に関する協定を締結することはできるが、PTAを締結できない。他方、開発途上国は、開発途上国との間において、関税同盟あるいは自由貿易地域(FTA)創設に関する協定だけでなく、PTAを締結できる。なお、韓国は、WTO上は開発途上国のステータスを持っており、PTAの締結が可能である。

このように、WTOルール上のモノの貿易に関するRTAにはGATT第24条に基づく関税同盟(CU)と自由貿易地域(FTA)の創設に関する協定、授權条項に基づく開発途上国間に許されるPTAの3つのRTAがある。他方、サービスについては、開発途上国間のモノの貿易に対して認められている授權条項のような特別措置は存在せず、GATS第5条において、WTO加盟国は実質的に全てのサービス貿易を自由化する関税同盟と自由貿易地域のみを創設することができる。AFTAは、ASEAN自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area)と呼ばれているが、WTOの分類では自由貿易地域(FTA)ではなく、授權条項に基づくPTAとしてWTOに報告されている。

2. 東アジアのRTA

2006年11月、WTOはRTAに関する手続きの透明化を図るため新しいシステムを導入した(WTO[2009])。新システムは、RTA手続きは早期告知(Early Announcement)と通知(Notification)の2段階で行われる。早期告知では、加盟国はRTAに関する手続き交渉をWTO事務局に報告することとなっている。また、加盟国は、合意したRTAについては正式名、自由化の範囲、合意日等をWTO事務局に報告する。通知では、RTA協定の国内批准後、すみやかにWTO事務局に報告することとなっている。

表1は、東アジア首脳会議(East Asia Summit: EAS)参加国のRTA施行状況を、RTAの範囲(モノかサービス)、RTAのタイプ、通知日、施行日についてとりまとめたものである。ASEAN地域が関与している本格的なRTAは、1992年のASEAN自由貿易地域(AFTA)に始まる。その後、2001年にニュージーランド=シンガポールが、2002年には日本=シンガポールが、それぞれモノ・サービスのFTAを施行した。それ以降、FTAの施行が急増し、シンガポール=オーストラリアが2003年にモノ・サービスのFTAを施行、ASEAN=中国が2003年にモノのPTAを施行した。さらには、2005年

に、タイ=オーストラリア、タイ=ニュージーランド、インド=シンガポールが、2006年に韓国=シンガポール、日本=マレーシアが、それぞれモノ・サービスの FTA を施行した。2007年に ASEAN=中国がサービスの FTA、日本=タイがモノ・サービスの FTA を施行した。そして、2008年には、日本=インドネシア、ブルネイ=日本、中国=ニュージーランド、日本=フィリピンがそれぞれモノ・サービスを、そして 2009年には中国=シンガポールがモノ・サービスの FTA を施行した。

2009年1月現在、WTOに施行が報告された東アジアが関与している RTA 協定は 20 協定に達するが、これら東アジアの RTA は次のような特徴を持っている。第 1 に、20 協定のうち 17 の RTA が 2001 年以降の協定である。つまり、東アジアでは過去 10 年以内に RTA が増殖したことが言える。第 2 に、20 協定のうちモノの協定は 18 協定あり、このうちラオス=タイ、ASEAN=中国の RTA が授權条項に基づく開発途上国間のみ認められている RTA であり、それ以外の 16 協定は GATT 第 24 条に基づく FTA である。第 3 に、近年の RTA の特徴として、モノとサービスの両分野の RTA が同時に施行されている。2001 年以降に施行された 17 協定のうち、ASEAN=中国のそれぞれモノの PTA とサービスの FTA を除く 15 協定、モノとサービスに関する FTA となっている。

3. ASEAN を中心としたハブ構造

Baldwin[2004]は、経済規模の小さい国と経済規模の大きい国が RTA を締結すると、ドミノ効果により、他の経済規模の小さい国々も経済規模の大きい国と RTA を結ぼうとする、この結果、経済大国をハブに小国をスポークとしてハブ=スポーク構造(Hub-and-spoke)が形成されるとして、東アジアでは経済規模の大きい日本と中国をハブとしたそれぞれ 2 つのハブ=スポーク構造とする自転車の両輪のような構造が出来上がると予測した。

しかし、現実はどうか。東アジアでは、ASEAN をハブとしその他の東アジアをスポークとする ASEAN・ハブ構造(ASEAN hub and others-spoke)が進んでいる。表 1 の 20 の RTA のうち、オーストラリア=ニュージーランドを除く 18 の RTA は ASEAN が関与している RTA である。表 2 は、早期告知に基づいた WTO が掌握している東アジアにおける交渉中の RTA である。これら 9 の RTA のうち、すでに、日本=ASEAN、韓国=ASEAN、日本=ベトナムが合意に達しており、このうち 5 協定は ASEAN が関与している RTA となっている。このほか、現在のところ、WTO には早期告知に報告されていないが、ASEAN=オーストラリア=ニュージーランドが 2009 年 2 月に合意に達している。さらには、ASEAN=インドが経済連携強化の枠組み協定に合意しており、RTA 交渉を開始することに合意している 4。

経済規模の大きい国をハブ、小さな国をスポークとする RTA が形成されるというハブ=スポーク理論とは異なり、東アジアでは ASEAN をハブに、経済規模が大きな日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドをスポークとしてハブ=スポーク

クが形成されつつあるのはなぜか。いくつかの理由が考えられる。第1に、東アジアの国々が、ASEANとの経済関係強化に一定の外交的価値を見いだしているからである。ASEANは結束によって発言力を強めてきており、ASEANとの関係強化、ASEAN支援が東アジアにおいて外交上、重要な意味を持っているからである。第2に、経済的利益の追求である。この点では、ASEANとのFTAにより、中国はASEANの市場を狙っている。他方、日本はASEANに進出している日系企業とのサプライチェーン強化の狙いがある。

4. 原産地規則

FTA 特恵関税を得るためには原産地証明が必要であり、原産地証明の取得はFTAを利用する企業にとって新たなコストとなる。そこで、まず、原産地規則には、どのような問題があるのであろうかについて整理する。

原産地規則に関する問題のひとつは、原産地認可基準(criteria to determine origin)の問題である。原産地認可基準には、植物、魚介類、肉類、鉱物などの物品に適用される完全生産品基準(wholly obtained or processed criterion)と複数の国が生産に関わる物品に対する実質的変更基準(substantial transformation criterion)の二つに大きく分類される。後者の実質的変更基準は、(1)付加価値基準(value content or value added criterion)、(2)関税分類変更基準(change in tariff classification criterion)、(3)加工工程基準(special manufacturing processing criterion)の3つの基準がある。

付加価値基準は、景気変動に伴う原材料調達コストの変動により、付加価値基準を満たさなくなることがある。付加価値基準については、付加価値算出のための証明、原材料・中間財の調達した際のインボイスの提出を求められることが多い。この場合、インボイスの提出は原材料の調達先を明示することになり、それは模造品の製造が容易になることから、インボイス関連情報は企業機密情報の提供になることもある。例えば、化学品あるいは電気・電子製品の製造は、調達した原材料及び部品の製品番号と調達先がわかれば、同一の製品を製造することは容易となるからである。実際、筆者が2007年に東京で行ったヒアリング調査において、インボイスの提出は企業の機密情報に当たるためFTAを利用することはできないと回答した企業があった。企業は、通常、製造工程プロセスを示す部品表(Bill of Materials: BOM)を備えており、この部品表に関税番号情報を与えれば簡単に関税番号変更基準作成の基礎資料が作成できるため、企業にとっては原産地証明書の取得が容易である。

現在、東アジア地域において自由化度の点において最も進展著しいAFTAは、FOB輸出額に対して域内の累積調達率40%とする付加価値基準を実質的変更基準に採用している。2008年8月以降は、付加価値基準と関税分類変更基準(4桁)の選択制が採用されるようになった。また、繊維については、例外的に、加工工程基準が用いられている。基本的には、ASEAN=中国は域内の累積調達率40%とする付加価値基準を実質的変更基

準に採用している5。また、ASEAN=韓国6、ASEAN=日本、ASEAN=オーストラリア=ニュージーランド7は、40%累積付加価値基準と4桁の関税分類変更基準の選択制を採用している。以上のように、現在、ASEANを中心とするFTAは、40%域内累積付加価値基準と4桁の関税分類変更基準が標準になりつつある。

原産地規則に関するもうひとつの問題は、原産地証明の手続き (operational certification procedures) の問題である。原産地証明手続きは、(1) 第三者証明制度 (third party certification)、(2) 自己証明制度 (self certification by exporters)、(3) 認証輸出者制度 (certification by exporters) がある。東アジア域内を対象としたFTAの原産地証明手続きは、輸出毎に政府あるいは指定機関の第三者機関が発行する第三者証明制度である。しかし、この制度は、原産地証明の発行まで時間がかかりジャスト・イン・タイムの生産様式にはあわないという問題があるほか、原産地証明取得費用は輸出者の負担となるが、FTA 特惠関税の恩恵は輸入者が受けるため、コストの負担者とコストの恩恵者が異なるという問題がある。自己証明制度は迅速な証明書の取得が可能なジャスト・イン・タイムの生産様式に適した制度であると同時に、証明書の取得の義務は輸入者が負う。自己証明制度は、NAFTA、米国=オーストラリア、未発効ではあるが米国=韓国において採用されている。もちろん自己証明制度にも問題がないわけではない。検査当局から事後検査があった場合、輸入者が必要な書類を用意しなければならないが、付加価値変更基準が採用されている場合、原材料価格の変動により原産地基準を満たさないなどの事態が生じると、関税と罰金を事後に支払わなければならない事態となり、経営に影響することもある。第三者証明制度と自己証明制度の中間の制度として、認証輸出者制度がある。これは、第三者機関が認定した輸出者が自己証明制度あるいは簡単な手続きにより原産地証明を取得できるという制度である。EU や日本・スイスFTAが採用している。

ほかには、原産地証明書を取得する際の運用手続きの問題がある。例えば、運用手続きについては、輸出側の運用に任されており、手続きの煩雑性は第三者機関の運用手続きにより大きく影響を受け、FTAの利用に影響を与える。

5. RTA のスパゲッティ・ボール問題

東アジアにおけるRTAのもうひとつの問題は、FTAの増殖という問題である。スパゲッティ・ボール現象を強めていることである。Bhagwati[1995]は、FTA 特惠関税を得るためには原産地証明が必要であり、原産地証明の取得はFTAを利用する企業にとって新たなコストとなるため、FTAが増殖し、それぞれ原産地証明のコストがかかるとなると、かえってFTAの利用は阻害されるスパゲッティ・ボール現象 (spaghetti bowl phenomenon) が発生することを指摘した。

スパゲッティ・ボール問題の本質は、FTA/EPA 関税率を利用する場合には輸出者がFTA 譲許関税率を調べ、その関税率とMFN 関税率の差から得られる関税額の減額分と、原産

地証明の取得に必要な追加的コストを計算しなければならず、しかも、原産地証明の取得の事務作業を含めると、かなりの管理コストがかかるところにある。

以下では、スパゲッティ・ボール現象という視点から、東アジアの FTA について見てみよう。まず、1992年に発足した AFTA は、参加国は 40%の付加価値基準という統一の原産地認定基準を採用しているものの、参加国は規定内の品目数であれば、各国が自由に自由化除外品目(sensitive lists)を定めることができる。また、AFTA 関税譲許対象品目につき、通常 FTA が使用している相互原則(reciprocal principle)を採用している。これは、相手国が関税譲許していない品目については、相手国に対して関税譲許を免れるという原則である。したがって、AFTA はひとつの plurilateral PTA とは言いながら、その実態は ASEAN10 カ国による $45(=10 \times 9 \div 2)$ の 2 国間 PTA が存在していることと何ら変わらない(Baldwin([2006a]、[2006b]、[2008])). また、ASEAN=中国 RTA は、ASEAN10 カ国と中国の合計 11 カ国がそれぞれ自由に自由化除外品目を定めることができ、実態は $55(=11 \times 10 \div 2)$ の 2 国間 PTA の東である。同様に、ASEAN=日本 RTA、ASEAN=韓国 RTA、ASEAN=インド RTA、は、それぞれ 55 の RTA の東である。また、ASEAN=オーストラリア=ニュージーランド RTA は、 $66(=12 \times 11 \div 2)$ の RTA の東である。したがって、EAS16 カ国には、ASEAN をハブとした RTA を形成中であるが、実態は $169(=45 + 3 \times 55 + 66)$ の RTA が形成されているようなものである。

他方、東アジアにおける RTA の増殖を評価する見方もある。Petri [2008]は、東アジアでは複数の貿易協定が全ての潜在的な貿易関係を秩序的に埋める行程にあり、東アジアの貿易協定は貿易協定のマトリックスという点において、建設的な進捗を示しているとしている。

東アジアの RTA の増殖がスパゲッティ・ボール問題を引き起こしているのか、それとも、東アジアにおける RTA の秩序的な貿易マトリックスの形成行程にあるかが、議論のひとつとなっている。RTA の増殖とともに RTA の利用率が上昇していれば、RTA の増殖は RTA の秩序的な貿易マトリックスの形成になっているという見方が支持されるだろう。また、反対に、RTA の増殖とともに RTA の利用率に上昇が見られない場合には、東アジアの RTA の増殖がスパゲッティ・ボール問題を引き起こしているという議論を否定することはできないであろう。このような問題意識から次節以降では、東アジアにおける RTA の利用率について検討する。

第3節 東アジアにおける FTA の利用状況と阻害要因

1. FTA の利用状況

東アジアにおいて、FTA は、実際にどれだけ利用されているのであろうか。FTA の利用状況については、通関統計を利用する方法と企業統計を利用する方法とがある。どち

らの統計も利用が制約されているという問題がある。通関統計上において、FTAの利用状況を把握するには、通関統計の処理システムを変更しなければならない。そうした事情から、現在、東アジアの国々において、FTAを利用した輸出、輸入の通関統計を公表しているのはタイとマレーシアの2カ国だけである。

AFTA 特惠関税を利用し輸出している AFTA 輸出額が総輸出に占める割合は、タイの場合、2003年の15.5%から2005年に21.5%、2006年に20.2%、2007年に22.5%と変動はあるものの上昇傾向にある。他方、マレーシアの AFTA 利用の輸出額が総輸出に占める割合は、2003年の5.3%から、2005年に7.9%、2006年に7.3%、2007年に8.7%と、タイ同様に、上昇傾向にある。タイとマレーシアを合計した AFTA 輸出額が両国の総輸出に占める割合は、それぞれ2003年の9.3%から、2005年に13.3%、2006年に12.4%、2007年に14.7%と上昇傾向にある。両国の AFTA 利用率を輸出先別に見ると、2007年に対ベトナムが43.2%と AFTA の利用率が最も高く、対インドネシア34.3%、対フィリピン34.1%、対マレーシア22.1%、対タイ13.8%、対ブルネイ3.0%、対ラオス2.1%、対シンガポール1.2%、対ミャンマー1.0%、対カンボジア0.1%となっている。

また、タイの FTA 利用状況を見ると、2007年輸出において、対 ASEAN (AFTA) 利用率は30.9%、対中国 (ASEAN=中国) が11.1%、対インド (タイ=インド) が14.0%、対オーストラリア (タイ=オーストラリア) 66.2%となっている。同様に、マレーシアも対 ASEAN (AFTA) 利用率は19.1%、対中国 (ASEAN=中国) が10.5%、対韓国 (ASEAN=韓国) が11.1%となっている。

これら、タイとマレーシアの FTA 利用率から、東アジアの FTA について次のように評価できる。第1に、東アジアの FTA 利用率は概して低い。例えば、2005年のカナダの対米輸出の88%は、North American Free Trade Agreement (NAFTA) を利用した輸出であり、メキシコによる対米輸出の60%以上が NAFTA を利用した輸出である (James [2006])。第2に、タイとマレーシアでは、タイの FTA 利用率がマレーシアに比べて高く、両国の利用率に差がある。第3に、タイとマレーシアの FTA 利用率は、輸出先によって大きく異なる。

これらの観察結果から、次のような研究課題があると思われる。第1に、東アジアの FTA 利用率を低めている要因は何かという課題である。第2に、タイとマレーシアで FTA 利用率に大きな差があるが、それは、果たして、それはマレーシアの原産地証明取得の運用手続きがタイのそれに比べ手続きに問題があるのか。それとも、タイとマレーシアでは輸出構造に違いがあり、タイの輸出は FTA を利用しやすい産業の比重が高く、反対に、マレーシアの輸出構造は FTA を利用しにくい産業の比重が高いのか。第3に、対ベトナム向け輸出の FTA 利用率が高いのは、なぜか。

2. ジェトロ企業調査のFTA利用率

ジェトロは、アジアで操業している日系企業の経営実態を調査するため、1987年以來、『在アジア日系企業の経営実態—ASEAN・インド編』と称する調査(以下、ジェトロ日系企業調査)を実施している。2006年度の調査から2008年度の調査までの3年間については、FTAの利用状況について調査している。このうち、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムのASEAN6カ国については、3年間の調査が行われている。実効されたFTAの多いASEAN6カ国については、2006年度には793社が回答、2007年度に994社、2008年度には1354社の合計3141社の有効回答が得られている。このうち、FTAの利用に関する有効回答数に絞ると、輸出は2006年度が704社、2007年度523社、2008年度660社の合計1887社、輸入については同じく714社、568社、626社の合計1908社の有効回答が得られている(表3参照)。

調査対象企業のFTA利用率は、表3に見るように、輸出の際にFTAを利用したと回答した企業がFTAの利用に関する質問に対して有効回答した企業数に占める割合、すなわち、輸出の際のFTA利用率は、2006年の19.6%から2007年には19.3%へと若干低下したものの、2008年には23.0%と上昇している。また、輸入の際のFTA利用率は、同じく、16.0%、16.7%、20.8%と上昇傾向が見られる。他方、FTAの利用予定については、輸出の際に現在はFTAを利用していないが今後利用すると回答した企業がFTAの利用に関する質問に対して有効回答した企業数に占める割合、すなわち、輸出の際のFTA利用予定率は、2006年の31.7%から2007年には29.6%、そして2008年には23.3%へと低下している。他方、輸入の際にFTAを利用する予定があると回答したFTA利用予定率も2006年の29.8%から2007年には23.8%へと低下し、2008年についても24.4%と2006年水準を下回っている。つまり、FTAの利用予定率は低下している。すなわち、時間とともに、FTAの利用を諦める企業の比率が上昇している。逆に、FTAを利用する予定はないと回答した企業の割合は、輸出で2006年の48.7%から2007年には51.1%、2008年には53.6%へと上昇、他方、輸入では同じく2006年の54.2%から2007年には59.5%、2008年には54.8%と不安定な動きを示している。

次に、国別内訳を見てみよう。2006年から2008年度の3時点で回答を合計すると、FTAを現在利用していると回答したFTA利用率は、輸出では、シンガポールが33.9%と最も高く、続いてマレーシアが24.3%、インドネシアが23.1%、タイが20.4%、フィリピンが14.5%、ベトナムが8.3%とかなり大きなバラつきがある。輸入の際のFTA利用率は、インドネシアが22.3%、シンガポールが20.5%、タイが20.4%、マレーシアが17.7%、ベトナムが13.2%、フィリピンが10.4%となっている。輸出、輸入共にフィリピンとベトナムの利用率が低い。意外なことに、インドネシアが輸入では最も高い利用率を示し、輸出の際にもまずまずの利用率を示し、タイの利用率は中間程度で大きな利用率ではなかった。

次に製造業部門別について見てみると、輸出については、FTAの利用率は、木材・木

製品 52.9%、繊維(紡績・織物・化学繊維)50.0%、輸送用機器 44.4%、石油製品 37.5%、の利用率が高く、ゴム製品 28.8%、紙パルプ 27.8%、衣服・繊維製品 27.0%、輸送用機器部品 26.5%がそれに次ぐ高いグループとなっている。利用率の低いグループは、医薬品 0%、鉄鋼 10.1%、紙・パルプ 11.1%、精密機械 11.5%、一般機械 11.6%となっている。一方、輸入については、FTA の利用率は、輸送用機器 44.7%、繊維(紡績・織物・化学繊維)34.5%が高く、輸送用機器部品 25.5%、石油製品 23.5%、衣服・繊維製品 21.2%、化学品 21.1%がそれに次いで利用率の高いグループとなっている。利用率の低いグループは、家具・インテリア製品 0.0%、紙・パルプ 0.0%、精密機械 8.0%、医薬品 9.1%、電気・電子部品 9.4%となっている。

利用予定がないと回答した企業の比率は、電気・電子部品 70.8%、家具・インテリア製品 69.2%、電気機械・電子機器 65.2%、プラスチック製品 64.2%、精密機械 64.0%、金属製品 63.5%、非鉄金属 60.6%となっている。

以上から明らかなように、FTA の利用率は、国、製造業セクターによって大きな違いがある。

3. FTA の利用の阻害要因

東アジアにおける FTA の利用阻害要因としては、原産地証明手続きの煩わしさという問題のほか、輸入原材料・中間財の関税免除制度の普及が考えられる。原産地証明の手続きの煩わしさについては、すでに述べているため、ここでは、輸入原材料・中間財に対する関税免除制度について言及する。

そこで、まず、東アジアの国々が実際に適用している MFN 実行関税率から見てみよう。ASEAN 諸国ではカンボジア 14.2%、インドネシア 6.9%、マレーシア 8.4%、フィリピン 6.3%、タイ 10.0 と高い MFN 関税率を適用している。ASEAN 諸国以外では、中国 9.9%、韓国 12.2%において高い関税率が残存している。(表 2 参照)。

しかしながら、実際の輸入関税率は、CIF 輸入額関税に対する輸入関税収入の比率で見ると、カンボジア 2.9%、インドネシア 2.0%、マレーシア 1.0%、フィリピン 6.1%、タイ 1.7%とフィリピンを除くと上記の MFN 実行関税率に比べるとかなり低い。これは、輸入する企業が中間財輸入関税率免除制度を利用しているからである。

それでは、実際に、企業がどれほど輸入関税率の免除されているのか見てみよう。JETRO[2009]が実施した『在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2008 年度調査』によると、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの ASEAN6 カ国のうち、原材料・部品の輸入調達で 100%の輸入調達で 0% 関税となっていると答えた企業は 25%、90-100%未満の輸入で 0%関税と答えた企業は 12%、70-90%の輸入で 0%関税と答えた企業は 10%に達する。同様に、中国では、原材料・部品の輸入調達で 100%の輸入調達で 0%関税となっていると答えた企業は 12%、90-100%未満の輸入で 0%関税と答えた企業は 11%、70-90%の輸入で 0%関

税と答えた企業は9%に達する。

企業は、輸入原材料・中間財の関税免除制度を活用しているが、関税免除制度には大きく分けて3つの制度がある。第1の制度は、投資及び雇用促進という観点から、輸出目的の事業について中間財輸入関税が免除される制度である。例えば、タイでは、BOI認可事業は、投資奨励特典として、輸出目的の産品にタイする中間財関税は免除される。第2の制度は、情報技術協定（Information Technology Agreement: ITA）がコンピュータとその周辺機器、通信機器、半導体、半導体製造装置など約300品目情報技術（IT）関連製品の関税撤廃を定めている。8 第3の制度は、MFN関税率が0%となっている場合である。例えば、タイでは、非農産物の56%についてMFN関税率0%が適用されている。

投資優遇措置も基づいて各国が独自に採用している輸出目的の原材料及び中間財輸入に対する関税免除措置の利用については、厳格な運用が行われていることが普通である。例えば、タイでは通常、BOI認可企業は、中間財関税免除手続きのため専門の担当者がこれに当たっており、人件費の増加要因になっている。

第4節 輸入FTA利用企業のモデル推計結果

1. モデル

FTAの事後評価については、Kohpaiboon [2008]が、タイのAFTA特惠関税の利用に関する通関記録を用い利用率の要因について計量分析を行い、AFTA関税率とMFN関税率とのマージンがAFTA利用率の差異を説明する要因になっているという推計結果を得ている。また、Hayakawa et al. [2009]は、JETROの企業調査を用い、輸出と輸入FTAについて区別せず利用率について分析している。ここでは、Hayakawa et al. [2009]が用いたのと同じJETRO企業調査を利用し、輸出のFTA利用率と輸入のFTA利用率とを区別し、輸入時にFTAを利用している場合についてのみ分析対象とする。

まず、企業が調達する中間財の調達費用を考える。投入する中間財の調達費用は生産地における工場出荷価格に生産地から工場までの輸送費（このなかには手数料を含む運搬費と関税が含まれる）を加えた費用と見なす。また、企業は競争しており、企業によって生産性は異なると考える。Melitz [2003]は、輸出するには不可逆的な固定投資が必要であり、生産性の高い企業のみが輸出市場に参入できるとしている⁹。すなわち、企業規模が大きくなればなるほど、規模の経済により生産コストは低下する。

輸入に際し、FTAを利用している企業(j)は1、利用していない企業は0とする。以上から、企業のFTA利用率は、次の説明変数からなるプロビット・モデルとなる。

第1の説明変数は、企業規模 θ の違いである。FTAを利用するには、FTAの利用手続きを担当するFTA担当要員を配置するなど一定の固定費がかかる10。すなわち、FTA

特惠関税を得られる企業は生産性の高い企業に限られ、生産性の高い企業と生産性の低い企業とでは企業の利益にますます大きな格差が生じ、それが FTA から便益を受ける国と便益を受けられない結果をもたらすことを想定している。ジェトロ日系企業調査において企業規模を示すデータとしては、従業員数(**Employment**)のみであり、ここでは企業規模の代理変数として従業員数を用いた。

第2の説明変数は、中間財投入比率 α である。中間財投入比率が高ければ高いほど、中間財の供給が増大し、FTA の利用率は高くなる。ジェトロ調査では、製造原価に占める原材料・部品など材料費の製造原価に対する比率 (**Material Share**) (金額ベース、製造原価を 100 とした比率) を中間財投入比率として用いている。

第3の説明変数は、中間投入財のバラエティ n である。企業は、中間財を投入するにあたり、中間財供給者の競争による中間財投入財価格が低下することを期待し、さまざまな中間財供給者から調達する中間財調達の多様化(**love of variety**) をはかる。これは、「より豊富な種類の中間財が利用可能となることで、価格指数が低下してこれらの中間財を使う企業の生産費用が低下する」(藤田・クルーグマン・ベナブルズ、[1999: 第14章])。実際、企業は複数のサプライヤーから中間財を調達することにより、グローバル競争を促し、生産リスクの分散を図っている (Hiratsuka [2006]) 11。ジェトロ日系企業調査は、原材料・部品など材料費の調達先について、現地調達、ASEAN、日本、中国、その対外アジア、米国、欧州、その他の 8 カ国・地域に分け聞いている。この国別調達先数(**Variety of Import Source**)を説明変数に加えた。

第4の説明変数は、輸入関税 TAX_{sr} である。ジェトロ日系企業調査は、原材料・部品の輸入調達額のうち 0%関税で輸入している比率を質問している。そこで、0%輸入関税で輸入している比率(**Zero Tariff Share**)を説明変数として採用した。すでに、述べたように、ASEAN 諸国は、輸出生産目的に直接あるいは間接的に利用される場合には、輸入関税率を免除する制度を採用している。企業は、現地調達が不可能な場合には、関税を免除する中間財に対する関税免除制度が利用できるのであれば、不慣れな FTA を利用せず、慣れている関税免除制度を利用しようとするという想定である。また、ITA 協定により、輸入関税率が 0%となっている場合にも、FTA を利用する必要はない。いずれの制度が利用可能な場合には、FTA を利用しないことが考えられる。

2. モデル推計結果

実際に分析に用いた対象企業については、操業年が調査年より大きな回答企業については削除するスクリーニングを行った。この結果、分析対象企業数は、輸出の FTA の利用状況については 2006 年度には FTA の質問項目に有効回答した企業数より 3 社少ない 701 社、2007 年度には同じく 1 社少ない 522 社、2008 年度には 660 社で 3 年間の合計では 1883 社となる。同様に、輸入については、2006 年度には FTA の質問項目に有効回答した企業数より 3 社少ない 711 社、2007 年度には同じく 2 社少ない 566

社、2008年度は626社となり、2006年度から2008年度の3調査年の合計では1903社となる。

ここでは、ASEANにおいて操業中の日系企業のFTAに関し、利用中もしくは利用検討中の企業を1とし、利用予定のない企業を0とする被説明変数としたプロビットモデルによる推計を行った。

モデルのロバスト回帰推計した結果をとりまとめたのが、第6表である12。第6表の(1)の推計結果が、FTAの質問項目に対し回答した日系回答企業を分析対象とした推計結果である。

上記モデル説明変数の第1項、企業規模 θ (Employment)は、正の符号条件を満たし、5%水準で有意であるという推計結果が得られた。すなわち、ジェトロ日系企業調査によれば、輸入の際のFTAの利用率は企業規模により影響を受け、中小企業はFTA利用の恩恵を受けにくい傾向にある。

説明変数第2項の中間財投入比率 α (Material Share)は、正の符号を示したが、有意な推計結果は得られなかった。中間財比率の大小はFTAの利用あるいは利用の検討に影響を与えているとは言えない。

説明変数第3項の中間投入財のバラエティ n (国別調達先数: Variety of Import Source)は、正の符号条件を満たし、1%有意水準を示した。企業は、中間財供給者の競争による中間財投入財価格が低下することを期待し、さまざまな中間財供給者から調達する中間財調達の多様化(love of variety)を図ろうとする。さまざまな国から中間財を調達している企業ほど、生産費を低く抑える経営を行っており、FTAについても利用あるいは利用を検討する傾向がある。

説明変数第4項の輸入関税 TAX_{sr} (0%関税輸入比率: Zero Tariff Share)は、負の1%有意水準を示した。ASEANでは、輸出目的あるいは最終的に輸出される場合にも、中間財輸入関税免除制度がある。企業は、中間財輸入関税免除制度の利用に慣れており、0%関税で輸入している企業はFTAの利用する予定もない。今後、企業にとっては、FTAを利用するか、それとも従来通り中間財調達免除制度を利用するかを選択肢があるが、FTAの利用促進のためには、原産地証明書の申請手続き取得の簡素化を図る必要がある。

2. ロバスト性検査と固定効果

次に、分析対象企業の変更、説明変数の追加により、上記推計結果に関するロバスト性(安定性)に関し検査する。まず、分析対象企業を実際に輸入している企業を対象を絞った推計結果が表6の(4)である。推計結果に見るように、企業規模(Employment)、中間財比率(Material Share)、国別調達先数(Variety of Import Source)、0%関税輸入比率(Zero Tariff Share)に関して、(1)と同様の推計結果が得られた。

説明変数を追加することにより、推計結果のロバスト性を検査する。表6の(2)と(5)

は、それぞれ調査年ダミー(**Year Dummy**)、国別ダミー(**Country Dummy**)、製造業セクター(**Sector Dummy**)を追加した場合の推計結果である。また、表 6 の(3)と(6)は、調査年ダミー(**Year Dummy**)、国別・製造業セクター(**Country-Sector Dummy**)を追加した場合であり、いずれの推計結果も(1)と同様の推計結果が得られている。

上記のロバスト検査により、輸入時の **FTA** 利用あるいは利用を検討している企業の属性は、企業規模(**Employment**)が大きい企業ほど、また、国別調達先数(**Variety of Import Source**)がバラエティな企業ほど利用しており、逆に、**0%関税輸入比率(Zero Tariff Share)**が高い企業は **FTA** を利用していないと結論付けられる。

ところで、調査を実施した年、企業が属する国、企業の属する業種が異なれば、推計結果が大きく異なる可能性がある。これら調査企業の属性の影響を考慮した固定(母数)効果(**fixed effects**)モデルの推計結果について検討する。**FTA** の利用に関し有効回答企業を対象とした推計結果が表 11 の(2)であり、輸出入企業に分析対象を絞った同表(5)にまとめられている。**ASEAN** が関与している **FTA** は年々増加している。それら **FTA** は段階的関税率削減(**phasing-out tariff elimination**)を採用している品目が多い。このことから、年を追うごとに **FTA** 関税率は低くなり、このため **FTA** に関する関心が高まり、**FTA** の利用率あるいは利用の検討する率が高まっていることが考えられる。そこで、**2006** 年を基準年として、**2007** 年、**2008** 年に有意な差があるか検討した。その結果は、表 7 に見られるように、統計的に有意な差は見られなかった。

次に、企業が操業している国によって輸入時の **FTA** の利用に差があるかについて検討した。表 8 に見るように、タイを基準国とすると、インドネシア、マレーシア、フィリピンについて、運用上の差はなかった。**FTA** の原産地基準証明は輸出国で行われている。したがって、輸出企業は、**FTA** 特惠関税を利用する場合、上記の国において有意な差を認識しておらず、このことは、これらの国の間で、輸入関税率と利用できる **FTA** に関して統計的に有意な差がないことを示している。しかし、シンガポールについてはタイと比べて、負の符号で有意な差が見られた。これは、シンガポールは、アルコールを除く製品に対し **0%関税**であり、シンガポールに輸出する企業は **FTA** を利用するインセンティブは低いことを示しており、現実的な結果が得られている。

最後に、企業の属する業種によって、**FTA** の利用に差が見られるか検討した。表 9 に見るように、食品・農水産加工品を機銃とすると、唯一、自動車・二輪車の業種が **5%** の有意水準で正の符号を示している。このことは、輸入時には、自動車・二輪車が他の業種に比べて、輸入時に **FTA** を利用あるいは利用を検討している企業が多いことを示している。

第6節 むすび：FTAは公平な便益をもたらすか

FTAがアジアで増殖しているが、果たして企業はFTAを効果的に利用しているのかというのが本章における主要な問題関心である。より具体的に言えば、FTAは原産地証明などの手続きが厄介であり、このため、FTAの利用者は一部の大企業などに限られ、中小企業は活用できないのではないかという懸念が生じる。また、業種的にも、FTAを活用できる業種と活用できない業種に2分されるのではないかといった懸念である。さらには、FTAが増殖しているものの、異なるFTAが交錯することにより利用するコストがかさむ結果、スパゲッティ・ボール問題が発生し、FTAの活用が活発にはならないという懸念である。

ASEANは複数のFTAに参加しており、上記の問題を検討する上で、現在のところ、東アジアでは最適な分析対象国と考えられる。本章では、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムのASEAN6カ国において操業している日系企業を対象にジェトロが2006年、2007年、2008年に実施した日系企業活動実態調査の個標を用い、FTAを利用または利用を検討している企業を1、そうでない企業については0を割り当てたプロビットモデルにより、上記の問題に関する厳密な検討を行った。

計量分析から明らかになったことは、次の諸点である。第1に、最も重要な点であるが、大企業がFTAを利用あるいは利用を検討している傾向があり、中小企業はFTAを利用あるいは利用検討していない傾向にある。貿易を実際に行っている企業を対象とした場合にも、同様の推計結果が得られている。このことは、大企業がFTAから便益を受け、中小企業はFTAから便益を受けないことを意味する。このことは、同時に、企業にとってFTAを利用するのは手続き上厄介であることを意味している。

第2に、部品等の中間財調達を多くの国・地域から調達している企業ほど、FTAを利用あるいは利用検討している傾向にある。

第3に、企業は、中間財輸入の際には、中間財輸入関税免除制度を利用しておりそれに慣れている。今後、企業にとっては、FTAを利用するか、それとも従来通り中間財調達免除制度を利用するかを選択肢があるが、FTAの利用促進のためには、原産地証明書の申請手続き取得の簡素化を図る必要がある。

第4に、スパゲッティ・ボール問題が発生している可能性は否定できない。分析対象国のインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムが関与しているFTAは増殖しており、また、既存のFTAの段階的関税削減が進んでいることから、企業は、年々、FTAの利用あるいは利用の検討する傾向にあると考えられる。しかしながら、国、業種の変数をコントロールしたうえで、調査年によってFTAの利用及び利用の検討に有意な違いがあるか検証したところ、有意な違いは見られなかった。すなわち、推計結果は、FTAが交錯し管理コストが増加し、結果的にはFTAの利用が進まないというスパゲッティ・ボール問題が発生していることを否定することはできなかった。

第5に、FTAの利用あるいは利用の検討は業種により統計的に有意な差がみられることである。輸入の際には、自動車産業においてFTAが有意に活用されていた。反対に電気・電子では有意に負の関係が見られた。このように、FTAは特定産業においてよく利用される傾向がある。このことは、FTAは繊維産業、自動車産業の比重が高い国に有利に働く可能性がある。また、電気・電子産業については、情報技術協定（ITA）に基づき関税率が0%となっていることが、FTAが利用されていない理由と考えられる。

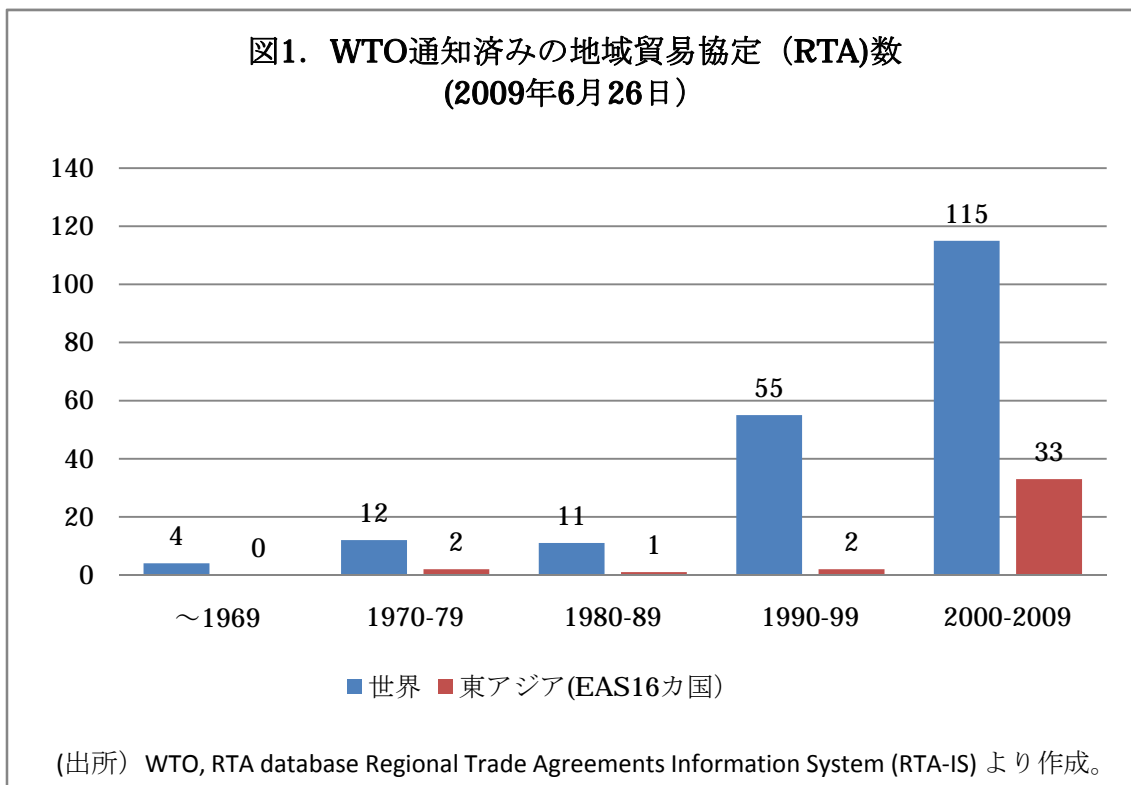


表1 東アジア諸国域内の RTA/FTA

| 地域貿易協定(RTA) | 範囲 | 種類 | WTO通知日 | 施行日 |
|-------------------|---------|---------|------------|------------|
| オーストラリア=ニュージーランド | モノ | FTA | 1983/4/14 | 1983/1/1 |
| オーストラリア=ニュージーランド | サービス | EIA | 1995/11/22 | 1989/1/1 |
| ラオ=タイ | モノ | PTA | 1991/11/26 | 1991/6/20 |
| ASEAN自由貿易地域(AFTA) | モノ | FTA | 1992/10/30 | 1992/1/28 |
| ニュージーランド=シンガポール | モノ・サービス | FTA、EIA | 2001/9/4 | 2001/1/1 |
| 日本=シンガポール | モノ・サービス | FTA、EIA | 2002/11/8 | 2002/11/30 |
| ASEAN=中国 | モノ | PTA | 2004/11/24 | 2003/7/1 |
| シンガポール=オーストラリア | モノ・サービス | FTA、EIA | 2003/9/25 | 2003/7/28 |
| タイ=オーストラリア | モノ・サービス | FTA、EIA | 2004/12/27 | 2005/1/1 |
| タイ=ニュージーランド | モノ・サービス | FTA、EIA | 2005/12/1 | 2005/7/1 |
| インド=シンガポール | モノ・サービス | FTA、EIA | 2007/5/3 | 2005/8/1 |
| 韓国=シンガポール | モノ・サービス | FTA、EIA | 2006/2/21 | 2006/3/2 |
| 日本=マレーシア | モノ・サービス | FTA、EIA | 2006/7/12 | 2006/7/13 |
| ASEA=中国 | サービス | EIA | 2008/6/26 | 2007/7/1 |
| 日本=タイ | モノ・サービス | FTA、EIA | 2007/10/25 | 2007/11/1 |
| 日本=インドネシア | モノ・サービス | FTA、EIA | 2008/6/27 | 2008/7/1 |
| ブルネイ=日本 | モノ・サービス | FTA、EIA | 2008/7/31 | 2008/7/31 |
| 中国=ニュージーランド | モノ・サービス | FTA、EIA | 2009/4/21 | 2008/10/1 |
| 日本=フィリピン | モノ・サービス | FTA、EIA | 2008/12/11 | 2008/12/11 |
| 中国=シンガポール | モノ・サービス | FTA、EIA | 2009/3/2 | 2009/1/1 |

(出所) WTO、RTA Database (<http://rtais.wto.org/UI/PublicAllRTAList.aspx> : 26/06/2009)より作成。

(注) FTAはGATT第24条に基づくFTA、PTAは授權条項に基づくPTA、EIAはGATA第5条に基づくサービスのFTA。

表2 東アジアの市場アクセス度

| | 全品目 | | 農産物 | | 非農産物 | | MFN 無関税輸入比率 (%, 2006) | | 輸入額に対する関税収入 比率(%) | |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------------------|-------|----------------------|-------------|
| | 譲許(協 定)税率 | MFN実行関 税率 | 譲許(協 定)税率 | MFN実行関 税率 | 譲許(協 定)税率 | MFN実行関 税率 | 農産物 | 非農産物 | | |
| オーストラリア | 9.9 | 3.5 | 3.3 | 1.3 | 11.0 | 3.8 | 49.2 | 50.0 | 2.5 | (2005-2007) |
| ブルネイ | 25.3 | 3.6 | 30.7 | 7.9 | 24.5 | 3.0 | 91.7 | 67.6 | ... | |
| カンボジア | 19.0 | 14.2 | 28.1 | 18.1 | 17.7 | 13.6 | 0.3 | 6.0 | 2.9 | (2004-2006) |
| 中国 | 10.0 | 9.9 | 15.8 | 15.8 | 9.1 | 9.0 | 7.8 | 44.2 | 1.9 | (2004-2006) |
| 香港 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 100.0 | 0.0 | (2004-2006) |
| インド | 50.2 | 14.5 | 114.2 | 34.4 | 36.2 | 11.5 | 6.9 | 9.7 | 10.9 | (2002-2004) |
| インドネシア | 37.1 | 6.9 | 47.0 | 8.6 | 35.6 | 6.7 | 42.7 | 63.4 | 2.0 | (2001-2003) |
| 日本 | 5.1 | 5.1 | 22.7 | 21.8 | 2.4 | 2.6 | 44.5 | 80.8 | 1.4 | (2004-2006) |
| 韓国 | 17.0 | 12.2 | 59.3 | 49.0 | 10.2 | 6.6 | 5.6 | 35.7 | 1.9 | (2005-2007) |
| ラオス | - | 9.7 | - | 19.5 | - | 8.2 | ... | ... | ... | |
| マレーシア | 24.5 | 8.4 | 76.0 | 11.7 | 14.9 | 7.9 | 75.6 | 79.4 | 1.0 | (2001-2003) |
| ミャンマー | 83.0 | 5.6 | 102.2 | 8.7 | 21.1 | 5.1 | ... | ... | ... | |
| ニュージーランド | 9.9 | 3.0 | 5.7 | 1.7 | 10.6 | 3.2 | 55.1 | 67.0 | 2.6 | (2005-2007) |
| フィリピン | 25.6 | 6.3 | 34.6 | 9.6 | 23.4 | 5.8 | 0.1 | 36.1 | 6.1 | (2005-2007) |
| シンガポール | 12.1 | 0.0 | 36.5 | 0.1 | 6.3 | 0.0 | 98.7 | 100.0 | 0.0 | (2005-2007) |
| 台湾 | 6.6 | 6.3 | 18.4 | 17.5 | 4.8 | 4.6 | 42.8 | 72.3 | ... | |
| タイ | 28.1 | 10.0 | 40.2 | 22.0 | 25.5 | 8.2 | 15.0 | 56.0 | 1.7 | (2005-2007) |
| ベトナム | 11.4 | 16.8 | 18.5 | 24.2 | 10.4 | 15.7 | 31.6 | 33.9 | ... | |

(出所) WTO Country Profile より作成。

(注) MFN 無関税輸入比率は、カンボジアは2004年、インドネシア、ベトナムは2005年。

表3 ASEANにおいて操業中の日系企業のFTA/PTA利用状況（分析対象企業）

| FTA(輸出時) | 2006 | 2007 | 2008 | 合計 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 利用中 | 138 | 101 | 152 | 391 |
| 利用予定 | 223 | 155 | 154 | 532 |
| 利用予定はない | 343 | 267 | 354 | 964 |
| 合計 | 704 | 523 | 660 | 1,887 |
| 利用中 | 19.6% | 19.3% | 23.0% | 20.7% |
| 利用予定 | 31.7% | 29.6% | 23.3% | 28.2% |
| 利用予定はない | 48.7% | 51.1% | 53.6% | 51.1% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

| FTA(輸入時) | 2006 | 2007 | 2008 | 合計 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 利用中 | 114 | 95 | 130 | 339 |
| 利用予定 | 213 | 135 | 153 | 501 |
| 利用予定はない | 387 | 338 | 343 | 1,068 |
| 合計 | 714 | 568 | 626 | 1,908 |
| 利用中 | 16.0% | 16.7% | 20.8% | 17.8% |
| 利用予定 | 29.8% | 23.8% | 24.4% | 26.3% |
| 利用予定はない | 54.2% | 59.5% | 54.8% | 56.0% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(出所)ジェトロ『在アジア日系企業の経営実態—ASEAN・インド編』日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部、2006年度、2007年度、2008年度より作成。

表4 ASEAN 操業中の日系企業の国別 FTA/PTA 利用状況

| FTA(輸出時) | インドネシア | マレーシア | フィリピン | シンガポール | タイ | ベトナム | 合計 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用中 | 65 | 84 | 52 | 59 | 119 | 12 | 391 |
| 利用予定 | 100 | 74 | 81 | 37 | 198 | 42 | 532 |
| 利用予定はない | 116 | 188 | 226 | 78 | 265 | 91 | 964 |
| 合計 | 281 | 346 | 359 | 174 | 582 | 145 | 1,887 |
| 利用中 | 23.1% | 24.3% | 14.5% | 33.9% | 20.4% | 8.3% | 20.7% |
| 利用予定 | 35.6% | 21.4% | 22.6% | 21.3% | 34.0% | 29.0% | 28.2% |
| 利用予定はない | 41.3% | 54.3% | 63.0% | 44.8% | 45.5% | 62.8% | 51.1% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

| FTA(輸入時) | インドネシア | マレーシア | フィリピン | シンガポール | タイ | ベトナム | 合計 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用中 | 67 | 62 | 37 | 33 | 120 | 20 | 339 |
| 利用予定 | 109 | 63 | 69 | 31 | 187 | 42 | 501 |
| 利用予定はない | 124 | 226 | 250 | 97 | 282 | 89 | 1,068 |
| 合計 | 300 | 351 | 356 | 161 | 589 | 151 | 1,908 |
| 利用中 | 22.3% | 17.7% | 10.4% | 20.5% | 20.4% | 13.2% | 17.8% |
| 利用予定 | 36.3% | 17.9% | 19.4% | 19.3% | 31.7% | 27.8% | 26.3% |
| 利用予定はない | 41.3% | 64.4% | 70.2% | 60.2% | 47.9% | 58.9% | 56.0% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(出所)ジェトロ『在アジア日系企業の経営実態－ASEAN・インド編』日本貿易振興機構(ジェトロ)海外調査部、2006年度、2007年度、2008年度より作成。

表5 ASEAN 操業日系企業によるセクター別 FTA/PTA 利用状況

| (2006-2008) | 輸出のFTA利用状況(企業数) | | | 輸出のFTA利用率(%) | | |
|------------------|-----------------|------|------|--------------|-------|-------|
| | 利用中 | 利用予定 | 利用予定 | 利用中 | 利用予定 | 利用予定 |
| セクター | | | | | | |
| 食品・農水産加工 | 21 | 25 | 35 | 25.9% | 30.9% | 43.2% |
| 繊維(紡績・織物・化学繊維) | 14 | 12 | 2 | 50.0% | 42.9% | 7.1% |
| 衣服・繊維製品 | 10 | 17 | 10 | 27.0% | 45.9% | 27.0% |
| 木材・木製品 | 9 | 2 | 6 | 52.9% | 11.8% | 35.3% |
| 家具・インテリア製品 | 2 | 5 | 7 | 14.3% | 35.7% | 50.0% |
| 紙・パルプ | 1 | 4 | 4 | 11.1% | 44.4% | 44.4% |
| 化学品 | 42 | 38 | 71 | 27.8% | 25.2% | 47.0% |
| 石油製品 | 6 | 5 | 5 | 37.5% | 31.3% | 31.3% |
| プラスチック製品 | 14 | 22 | 68 | 13.5% | 21.2% | 65.4% |
| 医薬品 | | 6 | 5 | 0.0% | 54.5% | 45.5% |
| ゴム製品 | 15 | 14 | 23 | 28.8% | 26.9% | 44.2% |
| 窯業・土石 | 7 | 9 | 17 | 21.2% | 27.3% | 51.5% |
| 鉄鋼(鋳鍛造品を含む) | 7 | 15 | 47 | 10.1% | 21.7% | 68.1% |
| 非鉄金属 | 13 | 15 | 38 | 19.7% | 22.7% | 57.6% |
| 金属製品(メッキ加工を含む) | 27 | 45 | 96 | 16.1% | 26.8% | 57.1% |
| 一般機械(金型・機械工具を含む) | 10 | 35 | 41 | 11.6% | 40.7% | 47.7% |
| 電気機械・電子機器 | 41 | 40 | 97 | 23.0% | 22.5% | 54.5% |
| 電気・電子部品 | 21 | 48 | 140 | 10.0% | 23.0% | 67.0% |
| 輸送用機器 | 20 | 14 | 11 | 44.4% | 31.1% | 24.4% |
| 輸送用機器部品 | 69 | 97 | 94 | 26.5% | 37.3% | 36.2% |
| 精密機械 | 3 | 9 | 14 | 11.5% | 34.6% | 53.8% |
| その他 | 39 | 55 | 133 | 17.2% | 24.2% | 58.6% |
| | 輸入のFTA利用状況(企業数) | | | 輸入のFTA利用率(%) | | |
| セクター | 利用中 | 利用予定 | 利用予定 | 利用中 | 利用予定 | 利用予定 |
| 食品・農水産加工 | 13 | 20 | 38 | 18.3% | 28.2% | 53.5% |
| 繊維(紡績・織物・化学繊維) | 10 | 9 | 10 | 34.5% | 31.0% | 34.5% |
| 衣服・繊維製品 | 7 | 11 | 15 | 21.2% | 33.3% | 45.5% |
| 木材・木製品 | 3 | 4 | 9 | 18.8% | 25.0% | 56.3% |
| 家具・インテリア製品 | | 4 | 9 | 0.0% | 30.8% | 69.2% |
| 紙・パルプ | | 5 | 5 | 0.0% | 50.0% | 50.0% |
| 化学品 | 32 | 36 | 84 | 21.1% | 23.7% | 55.3% |
| 石油製品 | 4 | 6 | 7 | 23.5% | 35.3% | 41.2% |
| プラスチック製品 | 16 | 22 | 68 | 15.1% | 20.8% | 64.2% |
| 医薬品 | 1 | 6 | 4 | 9.1% | 54.5% | 36.4% |
| ゴム製品 | 9 | 10 | 27 | 19.6% | 21.7% | 58.7% |
| 窯業・土石 | 5 | 9 | 20 | 14.7% | 26.5% | 58.8% |
| 鉄鋼(鋳鍛造品を含む) | 17 | 26 | 44 | 19.5% | 29.9% | 50.6% |
| 非鉄金属 | 9 | 17 | 40 | 13.6% | 25.8% | 60.6% |
| 金属製品(メッキ加工を含む) | 23 | 38 | 106 | 13.8% | 22.8% | 63.5% |
| 一般機械(金型・機械工具を含む) | 9 | 31 | 45 | 10.6% | 36.5% | 52.9% |
| 電気機械・電子機器 | 33 | 31 | 120 | 17.9% | 16.8% | 65.2% |
| 電気・電子部品 | 19 | 40 | 143 | 9.4% | 19.8% | 70.8% |
| 輸送用機器 | 21 | 16 | 10 | 44.7% | 34.0% | 21.3% |
| 輸送用機器部品 | 69 | 95 | 107 | 25.5% | 35.1% | 39.5% |
| 精密機械 | 2 | 7 | 16 | 8.0% | 28.0% | 64.0% |
| その他 | 37 | 58 | 141 | 15.7% | 24.6% | 59.7% |

表 6 ASEAN 操業日系企業の輸入 FTA/PTA 利用決定要因に関する推計結果

| | 日系回答企業 | | | 日系回答輸入企業 | | |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |
| Ln 企業規模 | 0.06 ** | 0.07 ** | 0.10 *** | 0.06 ** | 0.07 ** | 0.09 *** |
| <i>In Employment</i> | (2.32) | (2.44) | (3.10) | (2.23) | (2.32) | (2.94) |
| 中間財比率 | 0.26 | 0.17 | 0.19 | 0.26 | 0.15 | 0.16 |
| <i>Material Share</i> | (1.49) | (0.91) | (0.99) | (1.43) | (0.77) | (0.78) |
| 輸入先数 | 0.09 *** | 0.09 *** | 0.09 *** | 0.08 *** | 0.08 ** | 0.09 ** |
| <i>Variety of Import Source</i> | (3.18) | (2.95) | (2.61) | (2.73) | (2.57) | (2.47) |
| 無税中間財調達率 | -0.44 *** | -0.29 *** | -0.26 ** | -0.46 *** | -0.30 *** | -0.26 ** |
| <i>Zero Tariff Share</i> | (-5.38) | (-3.07) | (-2.53) | (-5.61) | (-3.17) | (-2.58) |
| 定数項 | -1.47 *** | -1.56 *** | -7.44 *** | -1.42 *** | -1.45 *** | -7.43 *** |
| <i>Constant</i> | (-8.24) | (-5.42) | (-6.76) | (-7.71) | (-4.93) | (-6.73) |
| 年ダミー | | | | | | |
| <i>Year dummy</i> | | | | | | |
| 国ダミー | | | | | | |
| <i>Country dummy</i> | | | | | | |
| セクターダミー | | | | | | |
| <i>Sector dummy</i> | | | | | | |
| 国・セクターダミー | | | | | | |
| <i>Country-sector dummy</i> | | | | | | |
| 擬似決定係数 (Pseudo R2) | 0.03 | 0.068 | 0.097 | 0.032 | 0.067 | 0.099 |
| 観測数 | 1795 | 1772 | 1619 | 1745 | 1712 | 1567 |

注 括弧内は、z 値。***は 1%、**は 5%、*は 10%の有意水準。

表 7 ASEAN 操業日系企業の輸入 FTA/PTA 利用に関する年ダミー効果

| 基準年 = 2006 | | |
|------------|------------------|------------------|
| 比較年 | モデル(2) | モデル(5) |
| 2007年 | -0.06 (-0.62) | -0.03 (-0.31) |
| 2008年 | 0.08 (0.86) | 0.09 (1.01) |

(注)括弧内は標準誤差。

表 8 ASEAN 操業日系企業の輸入 FTA/PTA 利用に関する国ダミー効果

| 基準国 = タイ | | |
|----------|----------------------|----------------------|
| 比較年 | モデル(2) | モデル(5) |
| マレーシア | 0.06 (0.49) | 0.02 (0.12) |
| シンガポール | -0.49 *** (-3.52) | -0.50 *** (-3.58) |
| インドネシア | 0.21 (1.30) | 0.17 (1.07) |
| フィリピン | -0.07 (-0.66) | -0.08 (-0.77) |
| ベトナム | -0.23 (-1.43) | -0.26 (-1.61) |

表9 ASEAN 操業日系企業の輸入 FTA/PTA 利用に関する産業捌ダミー効果

| 基準セクター = 食品・農水産加工品 | | | |
|--------------------|-------|-------------------|-------------------|
| 業種名 | 業種コード | モデル(2) | モデル(5) |
| 繊維(紡績・織物・化学繊維) | 20 | 0.49 (1.58) | 0.42 (1.35) |
| 衣服・繊維製品 | 30 | 0.24 (0.75) | 0.18 (0.54) |
| 木材・木製品 | 40 | 0.11 (0.26) | -0.22 (-0.48) |
| 化学品 | 70 | 0.14 (0.61) | 0.11 (0.48) |
| 石油製品 | 80 | 0.23 (0.56) | 0.21 (0.51) |
| プラスチック製品 | 90 | 0.05 (0.20) | 0.02 (0.07) |
| 医薬品 | 100 | -0.12 (-0.19) | -0.19 (-0.31) |
| ゴム製品 | 110 | 0.15 (0.52) | 0.15 (0.50) |
| 窯業・土石 | 120 | -0.15 (-0.42) | -0.16 (-0.45) |
| 鉄鋼(鋳鍛造品を含む) | 130 | 0.13 (0.51) | 0.10 (0.37) |
| 非鉄金属 | 140 | 0.03 (0.10) | -0.08 (-0.27) |
| 金属製品(メッキ加工を含む) | 150 | 0.04 (0.15) | -0.04 (-0.16) |
| 一般機械(金型・機械工具を含む) | 160 | -0.26 (-0.94) | -0.30 (-1.08) |
| 電気機械・電子機器 | 170 | -0.01 (-0.03) | -0.04 (-0.19) |
| 電気・電子部品 | 180 | -0.34 (-1.41) | -0.36 (-1.51) |
| 自動車・二輪車 | 190 | 0.67 ** (2.42) | 0.61 ** (2.14) |
| 自動車・二輪車部品 | 200 | 0.35 (1.61) | 0.30 (1.36) |
| 精密機械 | 210 | -0.70 (-1.33) | -0.74 (-1.42) |
| その他 | 220 | 0.07 (0.34) | 0.03 (0.13) |

¹ 世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)は、WTOの全ての加盟国に無条件に一般特惠関税を供与することを基本的ルールとしている。しかし、その例外として、一定の条件のもとに「地域貿易協定」(Regional Trade Agreement: RTA)を設立し、協定国同士が協定に基づいて特惠関税を供与することを認めている。

² FTAはRTAのひとつの形態である。以下、本稿では東アジアを議論の対象としているということもあり、FTAとする。

³ GATT第一条「一般的最恵国待遇」は、「いずれかの締約国が他国の原産の産品又は他国に仕向けられる産品に対して許与する利益、特典、特権又は免除は、他のすべての締約国の領域の原産の同種の産品又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品に対して、即時かつ無条件に許与しなければならない」。

⁴ ASEAN(2003)]. Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Between the Republic of India and the Association of Southeast Asian Nations

⁵ ASEAN Secretary [2002]. Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-Operation Between ASEAN and the People's Republic of China, Phnom Penh, 5 November 2002、Protocol to Ammended ACFTA Framework Agreement Appendix 1(<http://www.aseansec.org/22160.htm>, 2009年6月19日)。

⁶ ASEAN Secretary, [2007]. Agreement on Trade in Goods under the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation among the Governments of the Member Countries of the Association of Southeast Asian Nations and the Republic of Korea, Annex 3 Rules Of Origin ([http://www.aseansec.org/AKFTA%20documents%20signed%20at%20aem-rok,24aug06,KL-pdf/Annex%203%20to%20TIG%20\(R00\)-%20ASEAN%20Version%20-%20august%2006-fina1.pdf](http://www.aseansec.org/AKFTA%20documents%20signed%20at%20aem-rok,24aug06,KL-pdf/Annex%203%20to%20TIG%20(R00)-%20ASEAN%20Version%20-%20august%2006-fina1.pdf), 2009年6月19日)。

⁷ ASEAN Secretary, Agreement Establishing the ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area (<http://www.aseansec.org/22260.pdf>、2009年6月19日)。

⁸ ITA協定は、当初、1996年12月のシンガポールにおける合意時には29カ国が参加し、IT製品の83%をカバーしていた。しかし、その後、ITA協定参加国は1997年4月1日までに世界のIT貿易の90%をカバーするまで増加し、1997年7月1日から関税削減が始まり2000年1月1日までに0%関税削減を達成した。ITA参加国は、(1)協定リストの全てのIT関連製品を対象とする、(2)0%関税まで削減する、(3)参加国にIT関連品目の0%関税率を供与するの3原則が義務づけられている。

⁹ Melitz [2003]のは、不可逆的な固定投資をモデルに織り込むことで、生産性の高い企業が輸出市場に参入し、生産性の低い企業は国内市場に参入することにより、生産性の異なる企業がひとつの産業において共存することができることを理論的に説明している。また、Melitz [2003]は、Krugman[1980]のモデルに企業の生産性の相違を織り込んだ独占的競争の一般均衡モデルを用いることにより、貿易が厚生水準にどのような便益をもたらすかを議論している。

¹⁰ 筆者は、2007年7月から8月にかけて日本において、自動車、電気・電子産業につ

いてインタビュー調査を行っている。

¹¹ 東南アジアで操業している日系企業に対するインタビュー調査に基づいている。

¹² 企業調査は、外れ値の存在が想定される。この場合、一般の最小二乗法により推計した場合には、推計結果はひとつの外れ値によって推計結果が大きな影響を受ける可能性がある。外れ値の影響を受けにくいロバスト (robust) 推定法により推計を行った。